単 価 契 約 仕 様 書

総合企画局デジタル化戦略推進室

（担当　河邉、笠舞　電話 222-3257）

<table>
<tr><td>件　　名</td><td colspan="2">（単価契約）京都市イントラネット機器保守業務委託</td></tr>
<tr><td rowspan="6">予 定 数 量</td><td>デジタル化戦略推進室配備パソコン
（NEC VersaPro）</td><td>6,400 台</td></tr>
<tr><td>デジタル化戦略推進室配備パソコン
（Dynabook V83）</td><td>3,495 台</td></tr>
<tr><td>デジタル化戦略推進室配備パソコン
（Dynabook V83、モバイルワーク用）</td><td>150 台</td></tr>
<tr><td>デジタル化戦略推進室配備プリンタ</td><td>580 台</td></tr>
<tr><td>局整備プリンタ</td><td>60 台</td></tr>
<tr><td>ネットワーク機器（ハブ）</td><td>2,400 台</td></tr>
<tr><td>契 約 期 間</td><td colspan="2">令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで</td></tr>
<tr><td>そ の 他
（契約内容）</td><td colspan="2">１　別紙「京都市イントラネット機器保守業務委託仕様書」のとおり
なお、「電子計算機による事務処理等（機器保守）の委託契約に係る共通仕様書（令和５年４月１日改定）」を遵守すること。

２　支払いは６箇月ごとに行うこととするが、契約単価は、１箇月分の請求額に相当する１台当たりの金額とする。

３　請求は１箇月ごとの台数をそれぞれ内訳に記載し、分かりやすい請求内訳にすること。</td></tr>
</table>

京都市イントラネット機器保守業務委託仕様書

１　業務名

京都市イントラネット機器保守業務委託

２　用語

⑴　デジタル化戦略推進室配備パソコン

デジタル化戦略推進室配備パソコンとは、本市総合企画局デジタル化戦略推進室（以下「デジタル化戦略推進室」という。）が各課等に配備を行った情報系ネットワーク（以下「イントラネット」という。）で利用する、内部事務（文書管理、財務会計、インターネット閲覧等）用のパソコンをいう。

ノートパソコンとモバイルパソコン、2in1 パソコンがある。

⑵　デジタル化戦略推進室配備プリンタ

デジタル化戦略推進室配備プリンタとは、デジタル化戦略推進室が各課等に配備を行った内部事務用プリンタをいう。

⑶　局整備プリンタ

局整備プリンタとは、デジタル化戦略推進室配備プリンタと同機種のプリンタで、各課等が調達し、本市イントラネットに接続することをデジタル化戦略推進室が認めたプリンタをいう。

３　業務の趣旨

本市では、現在約５００箇所の所属において、デジタル化戦略推進室配備パソコン、デジタル化戦略推進室配備プリンタ、局整備プリンタ、ネットワーク機器等、約１２，０００台のイントラネット機器を設置している。

本業務は、本市並びに本市イントラネットのヘルプデスクを運営している事業者（以下「ヘルプデスク」という。）の管理及び指示の下、本市イントラネット機器に対し、定期的な保守を行うとともに、障害が発生した場合に原則２時間以内の駆け付けとするオンサイト保守により、現地にて障害要因の特定を行い、当該障害の迅速な復旧を行うものである。

また、本市の業務に重要な影響を及ぼす場合は２４時間対応とし、事態収拾のために本市の業務支援を行うものである。

４　委託期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

５　保守対象機器

本市パソコン及びプリンタ等機器一式（詳細は、別紙１「保守対象機器一覧」及び別紙２「保守対象機器設置場所一覧」を参照のこと。）

※　別紙１及び２は、令和８年１０月時点における機器及びその設置場所について記載したものである。

※　今後、新たに導入する機器についても、保守対象機器に含めること。

※　本市プリンタにおいては、原則リサイクルトナーを利用している。

※　保守対象機器の数量及び設置場所に大幅な変更があっても、本業務で対応すること。

※　部品の販売終了等により修理が困難な場合は、本市と協議のうえ対応を決定すること。

６　業務概要

⑴　業務時間

平日午前８時３０分から午後５時３０分までを基本業務時間とする。土、日、祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）以外の平日とする。

基本業務時間内に現地対応の指示があった場合は、基本業務時間を超える場合であっても、当日中に対応すること。

なお、上記業務時間外に対応する必要が生じた場合は、本市と協議のうえ、柔軟に対応すること。

⑵　業務体制

ア　保守作業員

故障の対応等に係る人員については、常時必要人数を配置すること。

イ　マネージャー（兼任可）

保守業務における統括管理を行う責任者として、マネージャーを１名以上設置すること。マネージャーは、保守作業員を管理及び監督する業務を行い、高度な技術及び指導力を有するものでなければならない。

なお、受注者は、緊急時の対応を含め、電話及び電子メールによる連絡窓口を有した運用体制を整備し、運用体制図を作成、提出すること。また、運用体制に変更があった場合は、速やかに運用体制図を更新し、提出すること。

⑶　保守作業

ア　オンサイト保守とし、対象機器の故障が発生した場合、本市の指示により、保守作業員を現地に派遣し、修理及び部品交換等を行うこと（プリンタの有寿命部品交換（定期交換部品）に要する部品費用も受託者負担とする。）。

なお、現地修理が不可能な場合は、持参した代替機器（本市が代替機器を用意し、ヘルプデスクにて受託者へ引き渡す。）を故障機器と交換し、故障機器を持ち帰ったうえでメーカ等と調整を行い、受託者負担で対象機器の修理を行うこと。

※　故障機器におけるデータのバックアップ、代替機器の設定作業については、本業務の範囲外とする。

イ　ヘルプデスクとの連絡及び連携を密にし、ヘルプデスクの指示に従い、業務を遂行

すること。

ウ　保守作業を行う際は、別途受託者が整備する業務マニュアル（詳細は「⑻ 業務マニュアル」を参照のこと。）に基づき実施するものとし、現地到着後、本市職員に対し、作業の内容及び影響範囲等を十分に事前説明し、同意を得てから実施すること。

エ　保守先（東京事務所を含む。）に対して、気象状況など特別な事情がある場合を除き、原則、基本業務時間内に本市から指示があった故障や障害への対応については、基本業務時間を超える場合であっても、２時間以内の駆け付けを限度とした対応を行うこと。

なお、対応時間が業務時間を大きく超える場合は、必要な連絡調整を行った上で翌開庁日の午前８時３０分に駆け付けのうえ、対応すること。

※　本市の指示に基づき、現地で作業を行った結果、故障の原因が本業務対象外のものであった場合でも、当該作業に係る費用を本市に請求できないものとする。

⑷　定期保守（プリンタ）

契約期間内１回を基準として、定期保守を行うこと。定期保守の実施に当たっては、実施の４週間前までに実施計画表を本市に提出し、本市の同意を得ること。実施計画表にあたっては、本市から提供する最新の配備状況一覧を確認のうえ作成すること。

なお、特別な事情がない限り、必ず実施計画表どおりに作業を行うこととし、本市が認めるやむを得ない事情や現地の都合等により計画を変更する場合は、受託者が本市職員との調整を行うこと。

※　部品交換を行う場合、消耗品（紙、トナー、ドラム）以外は、原則、受託者負担とする。

⑸　機器故障率

保守対象機器の直近数年の故障率は、おおよそ以下のとおりである。ただし、故障数は出動した回数、機器数は年度途中の機器更新等で変動があるため、必ずしも正確な数値ではない。

令和6年度　イントラネット機器の故障数及び故障率

	故障数	機器数	故障率
デジタル化戦略推進室配備パソコン	244	9256	2.64%
デジタル化戦略推進室配備プリンタ	383	538	71.19%
局整備プリンタ	51	47	108.51%
ネットワーク機器(HUB等)	52	2113	2.46%
(LANケーブル修理対応)	29		
計	759		

令和7年度　イントラネット機器の故障数及び故障率

	故障数	機器数	故障率
デジタル化戦略推進室配備パソコン	420	9329	4.50%
デジタル化戦略推進室配備プリンタ	421	540	77.96%
局整備プリンタ	51	47	108.51%
ネットワーク機器(HUB等)	37	2181	1.70%
(LANケーブル修理対応)	26		
計	955		

令和8年度　イントラネット機器の故障数及び故障率
(対象期間:　令和8年4月1日～令和8年8月31日)

	故障数	機器数	故障率
デジタル化戦略推進室配備パソコン	215	9372	2.29%
デジタル化戦略推進室配備プリンタ	181	543	33.33%
局整備プリンタ	20	47	42.55%
ネットワーク機器(HUB等)	17	2195	0.77%
(LANケーブル修理対応)	19		
計	452		

⑹　保守フロー

保守フローについては、以下のとおりとする。

デジタル化戦略推進室配備パソコン及びデジタル化戦略推進室配備プリンタ

ア　ヘルプデスクからの障害内容の連絡、保守依頼を受ける。

イ　保守作業員を現地に派遣し、到着後、ヘルプデスクへ現地到着の連絡を行う。

ウ　当該所属の本市職員に対し、保守内容の説明及び故障機器の状況確認を行う。

エ　故障が軽微な場合は、現地で保守対応を行う。メーカ等への修理依頼が必要な場合は、故障機器を持ち帰り、代替機器の設置を行う。

オ　ヘルプデスクへ故障対応結果の報告を行う。

カ　メーカ等への故障機器の修理依頼及び調整を行う。

キ　メーカ等から修理完了品の返却を受け、受託者が保管するものとする。

局整備プリンタ

局整備プリンタについては、上記のア～キの処理の後、受託者がユーザへの修理完了品の引渡し及び代替機器の引上げを行う。引き上げた代替機器については、受託者が保管するものとする。

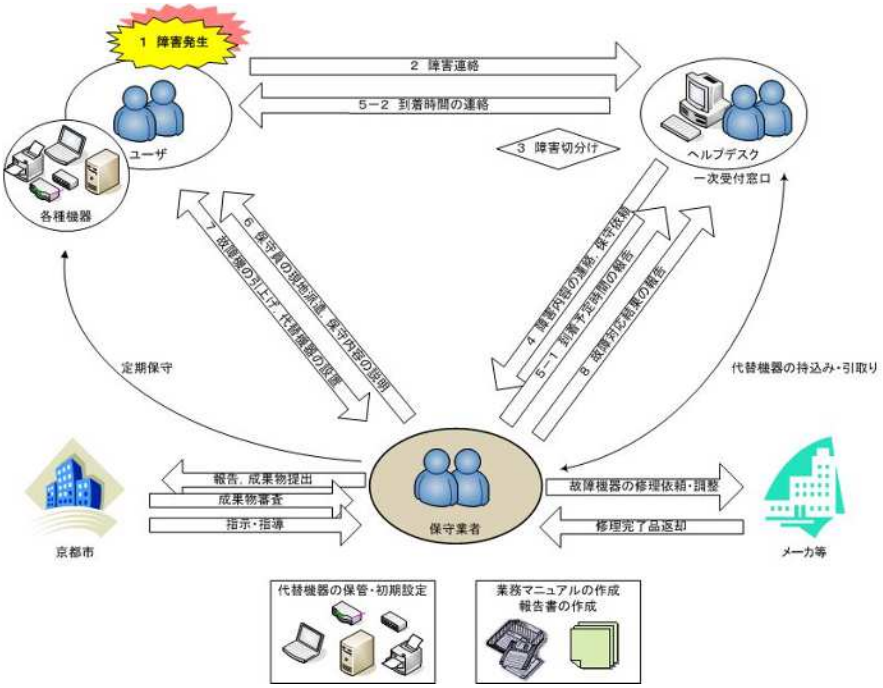
ネットワーク機器

ア　ネットワーク機器（ハブ）

上記のア～オの処理の後、回収した故障機器については、本市と協議のうえ、受託者が適切に処分すること。また処分した故障機器については、月次報告書としてまとめ、本市へ報告すること。

イ　ＬＡＮケーブル

故障原因の調査の結果、ＬＡＮケーブルの切断が原因と特定された場合、当該ＬＡＮケーブルの交換（ＬＡＮケーブルは受託者が準備すること。）を実施する。



⑺　緊急時対応業務

ウイルス感染やシステム停止など本市の業務に重大な影響を及ぼすおそれがある緊急事態が発生した又は発生する可能性があると本市が判断した場合は、本市の指示により対応を開始するとともに、２４時間体制に拡大し、事態収拾のために本市への業務支援を行うこと。

⑻　業務マニュアル

ア　以下の内容について、業務マニュアルを作成し、本業務の開始日までに本市の承認を受けること。

（ア）定期保守時の業務手順書

（イ）随時保守時及び緊急対応時の業務手順書

（ウ）問合せ対応業務に関する運用管理ルール及び業務手順書

（エ）受託者、ヘルプデスク、本市との業務分担に関する業務ルール及び業務手順書

イ　業務マニュアルは、保守作業員に熟知させること。

⑼　マルチベンダ対応

サポート機器メーカが複数にわたる場合、今後新たなベンダの機器が導入された場

合についても対応すること。

⑽　例外事項

以下の事項については、保守の対象外とする。

ア　本市の故意によることが明らかな故障及び損傷

イ　地震、風水害、火災等天変地異による故障及び損傷

ウ　消耗品（マウス、バッテリーパック、ドラム、トナー、プリンタ用紙）（ただし、プリンタの有寿命部品は保守の範囲内とし、受託者の負担とする。）

エ　基本業務時間以外の作業（ただし、本市と協議済みであるものを除く。）

※　故障等の診断に要する費用については、修理を行わなかった場合を含め、受託者の負担とする。

※　保守対象外の修理等については、事前に本市と協議し、別途定める作業料金又は個別見積りに基づき行うこと。

※　昨年度に発生した「過失による故障及び損傷」の保守対象件数は次のとおりである。

年度	件数	内訳
令和７年度	４９件	液体こぼし：１１件　破損（液晶割れ等）：３８件

⑾　留意事項

本業務は、本仕様書によるほか、本仕様書に定めのない細部の事項については、本市と協議のうえ、その指示により実施するものとする。

7　セキュリティ要件

本業務では、秘匿情報を含む本市の情報資産を扱うことから、受託者は必要かつ十分な情報セキュリティ対策を継続して確保すること。

⑴　本業務の内容は秘密保持の対象となるので、受託者は本業務で得られた情報や業務内容を一切外部へ漏らしてはならない。

⑵　本業務の運営・管理上必要な受託者側のパソコン、データ等について

ア　本市の許可なく外部に持ち出さないこと。本市が許可した場合であっても、必要外のデータは、削除したうえで持ち出すこと。

イ　情報セキュリティ対策ソフトウェアを導入し、常に最新の状態に保つこと。

ウ　本業務で扱う情報は、原則として全て記憶媒体に保管し、記憶媒体は施錠可能な保管庫内に格納すること。

エ　情報を記憶した磁気記憶装置、記憶媒体等を廃棄する場合は、物理的又は磁気的に破壊するか、専用のソフトウェア等を用いたデータ消去（記録媒体内の全ての情報を無意味な情報に上書き）により、完全にデータが復元できないようにするとともに、データ消去を行った日時、担当者、処理内容を記録した証明書を作成し、社印を押印の上、提出すること。

オ　個人情報は全て暗号化し第三者が容易に推測できないパスワードを付与して保管すること。

カ　ＵＳＢメモリ等の小型大容量記憶媒体の使用は認めない。ただし、受託者が書面により使用を申請し、本市の書面による許可を得た場合は、この限りではない。

⑶　故障によるハードディスク等について

ア　ハードウェア故障で交換したことにより不要となったハードディスク等の機器については、データが復元できないように物理的に破壊するなどして完全に消去すること。

イ　当該処理内容を記録し、記録内容については、本市の求めに応じて報告すること。

⑷　代替機器及び故障機器の保管について

本市が用意する代替機器及び修理手配までの故障機器については、本市の指示がない限り、契約期間中は受託者が保管するものとする。保管場所については、以下を遵守すること。

ア　保管場所は、外部からの進入が容易にできない場所に配置すること。第三者が進入する必要がある場合は、事前に本市の許可を受けていることを確認すること。

イ　保管場所には監視設備を設置すること。

ウ　保管場所の入退室を管理すること。

⑸　情報セキュリティ管理の記録を作成し、月次報告書としてまとめ、報告を行うこと。

⑹　京都市個人情報保護条例、京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程、京都市情報セキュリティ対策基準及びその他関連規程など法令を遵守すること。

８　提出物及び成果物の所有権について

本業務の実施に当たって作成した提出物及び成果物については、全て市に無償で所有権を譲渡すること。

９　報告義務

⑴　　月次報告

受託者は、以下の内容に関し、月次報告書を作成し、本市に提出すること。

ア　定期保守対応記録

定期保守の内容に関し、作業内容、交換部品等の対応件数を報告すること。

イ　故障対応記録報告

対応記録の内容に関し、内容別の対応件数及び一件当たりの処理時間等の基礎データを報告すること。

ウ　業務全般に関する報告

保管機器の状況等、業務全般の実施状況について報告すること。

エ　品質維持、問題点に関する報告

品質レベルに関する報告のほか、業務全般について品質維持や問題点に関する報告の義務を負う。また、報告した内容については、改善案、更正案を必ず提示するこ

と。

なお、本市は、受託者から報告を受け、必要がある場合には、サービスの改善や内容の変更を求めることができる。受託者は、本市から要求があった場合には、その要求に従うこと。

⑵　適宜の報告

ア　苦情報告

保守に関する苦情は、発生の都度、苦情報告としてまとめて提出すること。

イ　障害対応業務に関する報告

障害対応業務を行った場合、障害の発生時、障害対応業務終了後、障害対応が２時間を超える場合は２時間後及びその後１時間ごとについて、口頭で遅滞なく報告を行うとともに、障害の規模が大きかった場合などで本市が必要と認めた場合は、別途指定の様式で報告書を提出すること。

ウ　緊急報告会

本業務における事故（個人情報の漏えいやデータの消失、重大なクレームなど）が発生した場合は、緊急報告会を開催し、報告すること。

⑶　報告の様式

定期保守や随時保守を含め、報告が必要な項目については、本市と協議のうえ、本市が指定する様式により報告すること。また、表計算ソフトなどで読める形式に加工し、電子媒体で提出すること。

⑷　改善要求

本仕様書に定める内容が守られていないと本市が判断した場合、本市は、改善案を記載した受託者の代表者又は契約受任者の押印済みの報告書を要求することができる。当該報告書については、本市が要求した日から３営業日以内に提出すること。

１０　契約解除及び契約期間満了時の引継ぎについて

⑴　上記に定める報告書の提出後に速やかに改善案が実行されない場合又は改善案実施後にその成果が現れないと本市が判断した場合、本市は契約を解除することができる。

⑵　受託者は、前項の規定に定めるもののほか、本市がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、本市に請求することはできない。

⑶　契約の解除及び契約期間満了後、本業務を他の事業者（以下「新事業者」という。）が実施する場合には、本業務に関する運用手順や注意事項等について、新事業者に対して、本業務を実施するために作成したデータ、プログラムを提供するとともに、マニュアル、業務フローに基づき引継ぎを行うこと。受託者が保管している本市機器についても、責任を持って新事業者に引き渡すこと。

⑷　委託期間内において発生した故障及び故障に伴い発生したエンドユーザに対する対応については、その対応が本委託期間満了日（令和１０年３月３１日）を超える場合においても、その対応が完了するまで行うこと。

⑸　上記(3)及び(4)の規定に関わらず、受託者の引き継ぎに重大な過失があったことによって問題が生じた場合は、随時引継ぎ及び業務支援を行うこと。

１１　委託料の支払いについて

⑴　委託料の支払いは、半期ごとに支払うものとする。

⑵　局整備プリンタについては、以下の支払手続を行うこと。

ア　支払事務については、各課と直接やりとりを実施すること。

イ　各課等の要望による請求書等の分割等についても柔軟に対応すること。

ウ　請求書等の送付は、原則として受託者が行うこと。

ただし、送付用封筒を受託者にて準備することができ、本市の指定する封筒の書式で対応することが可能である場合は、本市が本市文書交換便を利用し送付する。

個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

（個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出）

第１条　受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。）は、委託業務を開始する前に、京都市（以下「発注者」という。）が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

（秘密の保持）

第２条　受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

（個人情報総括管理者）

第３条　受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

（従業者の監督）

第４条　受注者は、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業者に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の適正な管理）

第５条　受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

⑴　個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。

⑵　個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。

⑶　個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。

⑷　個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務

の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。

⑸　個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

（再委託の制限）

第６条　受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

３　第１項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（個人情報の目的外利用の禁止）

第７条　受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

（個人情報の第三者提供の禁止）

第８条　受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、第６条第１項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

（個人情報の不正な複製等の禁止）

第９条　受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

（遵守状況の報告）

第１０条　発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。

２　受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

（立入調査等）

第１１条　発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

２　発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不適当と認めるときは、

必要な指示を行うものとする。

３　受注者は、前２項の検査等を拒むことができないものとする。

（提供した資料の返還）

第１２条　受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

（事故の発生の報告義務）

第１３条　受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約の解除及び損害の賠償）

第１４条　発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

⑴　委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。

⑵　前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。

２　前項第１号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。

令和５年４月１日改正

電子計算機による事務処理等（機器保守）の委託契約に係る共通仕様書

（総則）

第１条　この電子計算機による事務処理等（機器保守）の委託契約に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、電子計算機による事務処理等（機器保守）の業務委託において、情報セキュリティの確保など委託業務の適正な履行を確保するために共通して必要となる事項を定めるものである。

２　共通仕様書に定める内容と個別仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、個別仕様書に定める内容が優先する。

（履行計画）

第２条　受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「乙」という。）は、委託業務の履行に着手する前に、履行日程及び履行方法について京都市（以下「甲」という。）に届け出て、その承諾を得なければならない。

２　乙は、甲が委託業務の内容を変更した場合に、履行日程又は履行方法を変更するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。乙の事情により、履行日程又は履行方法を変更するときも、同様とする。

（秘密の保持）

第３条　乙は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

（目的外使用の禁止）

第４条　乙は、次に掲げるものを委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。

⑴　個別仕様書において保守対象として定めるもの（以下「保守対象機器」という。）

⑵　甲が乙に支給する物品（以下「支給品」という。）及び貸与する物品（以下「貸与品」という。）

⑶　委託業務の履行に関し作成された入出力帳票、フロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク、光ディスク、半導体メモリその他の記録媒体に記録された情報（保守対象機器に記録された情報及び甲が提供した情報を含む。以下「データ」という。）

（複写、複製及び第三者提供の禁止）

第５条　乙は、保守対象機器、支給品、貸与品及びデータについて、複写し、複製し、又は

第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（作業責任者等の届出）

第６条　乙は、委託業務に係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

２　作業責任者は、共通仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

３　作業従事者は、作業責任者の指示に従い、共通仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

４　乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者から共通仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約書を徴し、甲から求めがあった場合は、これを甲に提出しなければならない。

（教育の実施）

第７条　乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上、共通仕様書において遵守すべき事項その他委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

２　乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を取り扱う全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対し、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例の罰則規定を周知するとともに、個人情報保護のための教育及び研修を実施しなければならない。

３　乙は、前２項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、及び実施体制を整備しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第８条　乙は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（再委託の禁止）

第９条　乙は、委託業務の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

２　乙は、再委託する場合は、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して書面によりあらかじめ甲に申請し、その承諾を得なければならない。

３　乙は、再委託する場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

４　乙は、再委託する場合は、再委託の相手方との契約において、再委託の相手方を監督す

るための手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

5　乙は、再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、甲の求めに応じて、その状況を甲に報告しなければならない。

（データ等の適正な管理）

第 10 条　乙は、保守対象機器及びデータの授受、処理、保管その他の管理に当たっては、内部における責任体制を整備し、保守対象機器のき損、紛失、盗難等の事故及びデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故を防止するなどその適正な運営に努めなければならない。

2　乙は、委託業務の履行に当たって使用する電子計算機室その他の作業場所（以下「電子計算機室等」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

3　乙の作業責任者及び作業従事者は、甲の電子計算機室等に入退室するときは、事前に甲の許可を受けなければならない。

4　乙は、第２項で定める乙の電子計算機室等について、外部からの侵入が容易でない場所に配置するとともに、地震、水害、落雷、火災、漏水等の災害及び盗難等の人的災害に備えて、必要な保安措置を講じなければならない。

5　乙は、第２項で定める乙の電子計算機室等について、次に掲げる入退室管理を行わなければならない。

⑴　電子計算機室等に入室できる者を、乙が許可した者のみとすること。

⑵　入室を許可されていない者が電子計算機室等に入室することを防止するための必要な措置を講じること。

⑶　入室を許可された者が電子計算機室等に入室し、又は退室するときは、日時、氏名等を入退室管理簿に記録すること。

6　乙は、甲から保守対象機器及び委託業務において利用するデータの引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。

7　乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を置かなければならない。

8　乙は、委託業務の履行のために入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　乙が許可した者以外の者が入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用すること及びこれに記録されているデータを閲覧することがないよう必要な措置を講じること。

⑵　入力機器、電子計算機及び記録媒体に、情報漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

⑶　個人の所有する入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用しないこと。

9　乙は、甲及び乙の電子計算機室等からデータを持ち出してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

10　乙は、保守対象機器及びデータの輸送、搬入出を自ら行わなければならない。ただし、

甲の書面による同意を得た場合は、この限りでない。

11　甲は、データの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等による被害が生じた場合は、契約書第８条第１項第１号に該当するとして契約を解除することができる。保守対象機器のき損、紛失、盗難等による被害が生じた場合も、同様とする。

12　乙は、データの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等があったときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。保守対象機器のき損、紛失、盗難等があったときも、同様とする。

13　乙は委託業務を履行するために保守対象機器の記録媒体の交換が必要となる場合は、交換により不要となった記録媒体は、記録されているデータを消去するなど復元不可能な状態にしなければならない。

（データ等の廃棄）

第 11 条　乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、甲の指示に従い、データを廃棄し、消去し、又は甲に返還し、若しくは引き渡さなければならない。

２　乙は、前項の規定により、データの廃棄又は消去を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　復元又は判読が不可能な方法により廃棄又は消去を行うこと。

⑵　廃棄又は消去の際に、甲から立会いを求められたときはこれに応じること。

⑶　廃棄又は消去を行った後速やかに、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び処理内容を記録した証明書等により甲に報告すること。なお、甲から当該証明書等の提出期限の指定及び処理の証拠写真の提出を求められた場合には、これらに応じること。

（監督）

第 12 条　乙は、保守対象機器及びデータの管理状況並びに委託業務の履行状況について、甲の指示に従い、定期的に甲に報告しなければならない。

２　甲は、必要があると認める場合は、契約内容の遵守状況及び委託業務の履行状況について、いつでも乙に対して報告を求め、乙の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行うことができるものとする。

（事故の発生の通知）

第 13 条　乙は、保守対象機器のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、その指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

２　乙は、保守対象機器のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、

被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置等を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3　甲は、保守対象機器のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（支給品及び貸与品）

第 14 条　支給品及び貸与品の品名、数量、引渡時期及び引渡場所は、個別仕様書に定めるところによる。

2　乙は、前項に定めるところにより、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3　乙は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

4　乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、個別仕様書に定めるところにより、不用となった支給品及び貸与品を、使用明細書を添えて甲に返還しなければならない。

5　乙は、故意又は過失により、支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

（検査の立会い及び引渡し）

第 15 条　甲は、契約書第４条第１項の検査に当たり、必要があると認めるときは、乙を検査に立ち会わせることができる。この場合において、乙が検査に立ち会わなかったときは、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

2　甲は、契約書第４条第１項の検査に当たり、必要があると認めるときは、保守対象機器を稼動させ検査することができる。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

3　乙は、契約書第４条第１項の規定による検査に合格したときは、直ちに、作業報告書を提出するものとし、作業報告書の提出をもって委託業務の一工程の履行が完了したものとする。

4　甲は、保守対象機器に障害が発生し、その障害の内容及び程度が当該情報システムの運用に重大な影響を及ぼすものであると判断する場合は、乙に対し、前項に定める作業報告書とは別に当該障害について報告を求めることができる。乙はこれに対し、甲が定める期間内に誠実に対応しなければならない。

（契約の解除）

第 16 条　甲は、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反していると認めたときは、契約書第８条第１項第１号に該当するとして契約を解除することができる。

2　甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがある。

３　乙は、第１項の規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることはできない。

（損害賠償）

第 17 条　乙の故意又は過失を問わず、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に損害を与えた場合は、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

（契約不適合責任）

第 18 条　甲は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあっては、委託業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、乙に対してその不適合（以下本条において「契約不適合」という。）の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

２　甲は、当該契約不適合により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。

３　甲は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約書第８条第１項第１号又は第２号に該当するとして契約の全部又は一部を解除することができる。

４　乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第１５条第３項の規定による委託業務の一工程の履行が完了した日から２年以内に甲から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、第１５条第３項の規定による委託業務の一工程の履行が完了した時点において乙が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

５　第１項から第３項までの規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

（作業実施場所における機器）

第 19 条　委託業務の履行に必要となる機器、ソフトウェア及びネットワーク（以下「機器等」という。）については、乙が準備するものとする。ただし、甲が機器等を貸与する場合は、この限りでない。

２　乙は、委託業務の履行に必要となる機器等を甲のネットワークに接続する場合は、事前に甲の許可を受けなければならない。

３　乙は、委託業務の履行のために甲の保有する機器にソフトウェアをインストールする

必要がある場合、事前に甲の許可を得なければならない。また、当該ソフトウェアが不要となった場合は速やかに消去しなければならない。

別紙１　保守対象機器一覧（令和８年１０月１日現在の機器）

１．デジタル化戦略推進室配備パソコン

メーカー	モデル	台数
NEC	VersaPro VK540/C-G	20
	VersaPro VKT16/X-9	2952
	VersaPro VKT44X-G	3930
	VersaPro VKT46X-K	2363
Dynaboook	Dynabook V83/LY	95
		9360

２．デジタル化戦略推進室配備プリンタ

メーカー	モデル	台数
NEC	MultiWriter 3M550	170
	MultiWriter 4700	2
	MultiWriter 8700	400
		572

３．局整備プリンタ

メーカー	モデル	台数
NEC	MultiWriter 3M550	3
	MultiWriter 8450N	23
	MultiWriter 8450NW	17
	MultiWriter 8700	4
		47

４．ネットワーク機器（ハブ）

メーカー	モデル	台数
Allied Telesis	CentreCOM 708XL	8
	CentreCOM 8008	4
	CentreCOM 8016XL	12
	CentreCOM 8216XL2	5
	CentreCOM FH508EL	5
	CentreCOM FH508ES	23
	CentreCOM FH708XL	1
	CentreCOM FH716	4
	CentreCOM FS705	1
	CentreCOM FS708TPL	4
	CentreCOM FS708XL	74
	CentreCOM GS908S-TP	37
	CentreCOM GS908TPL V2	117
	CentreCOM GS910/16	113

	CentreCOM GS910/8	316
	CentreCOM GS916XL	23
	CentreCOM RH609	15
BUFFALO	BS-2016UR	42
	BS-2108MR	2
	BS-2116U	54
	BS-G2116U	8
	BS-GU2016	75
	BS-GU2108	394
	BS-GU2216	52
	LSM10/100-8W/H	1
	LSW3-TX-16NSR	1
	LSW3-TX-8NS/WH	85
	LSW4-GT-8NS/BK	15
	LSW4-GT-8NS/WH	100
	LSW-TX-5EP	15
	LSW-TX-8NS	35
Corega	CG-SW08GTXLP	110
	CG-SW08TXLV2	77
	CG-SW16GTXLP	45
	CG-SW16TXSR	3
ELECOM	EHB-UG2A08-S	101
	EHB-UG2A16-S	28
	LD-PSW08C/AT	15
Logitec	LAN-SW08/P	73
	LAN-SW08/PA	12
	LAN-SW08P/M	40
	LAN-SW08P/P	29
	LAN-SW08P/PB	29
スリーコム ジャパン	SuperStack 3 Switch 4400	5
住友電工	FastStream Switch801	6
		2214

別紙２　保守対象機器設置場所一覧（令和８年１０月１日現在の機器）

区番号	区域	所属名称	住所	イントラ			局整備	合計
				HUB	クライアント	プリンタ	プリンタ	
1	北区	環境政策局　循環型社会推進部　北エコまちステーション（北区役所内）	北区紫野東御所田町33-1	1	4	1		6
		建設局　土木管理部　北部土木みどり事務所	北区大宮東脇台町8	9	30	1		40
		交通局　高速鉄道部　烏丸線運輸事務所（北大路駅）	北区小山北上総町	2	2	1		5
		交通局　自動車部　烏丸営業所	北区小山北上総町49-1	6	12	1		19
		交通局　自動車部　西賀茂営業所	北区西賀茂山ノ森町50	2	10	1		13
		交通局　自動車部　西賀茂営業所（整備事務所）	北区西賀茂山ノ森町50	1				1
		行財政局　市税事務所　市民税室　個人市民税担当（北区役所内）	北区紫野東御所田町33-1	4		1		5
		行財政局　市税事務所納税室　北税務窓口	北区紫野東御所田町33-1	3				3
		産業観光局　農林振興室　北部農業振興センター（北区役所内）	北区紫野東御所田町33-1	2	10	1		13
		子ども若者はぐくみ局　幼保総合支援室　楽只保育所	北区紫野西舟岡町２	4	13	1		18
		消防局　北消防署	北区大宮西脇台町17-2	5	26	1		32
		消防局　北消防署　紫明消防出張所	北区小山南上総町1-1	1	2	1		4
		消防局　北消防署　大徳寺消防出張所	北区紫野大徳寺町88	2	2	1		5
		消防局　北消防署　中川消防出張所	北区中川北山町48-2	1	1	1		3
		文化市民局　地域自治推進室　地下鉄北大路駅証明書発行コーナー	北区小山北上総町49-1	2	1			3
		文化市民局　地域自治推進室（北区役所内）	北区紫野東御所田町33-1	1	2			3
		文化市民局　文化芸術都市推進室　文化芸術企画課（交響楽団練習場）	京都府京都市北区出雲路立テ本町103	1		1		2
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生センター（北区役所内）	北区紫野東御所田町33-1		1			1
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生企画課（北区役所内）	北区紫野東御所田町33-1		1			1
		保健福祉局　健康長寿のまち・京都推進室　健康長寿企画課（北区役所内）	北区紫野東御所田町33-1		1			1
		保健福祉局　障害保健福祉推進室（北区役所内）	北区紫野東御所田町33-1		1			1
		北区役所　雲ヶ畑出張所	北区雲ケ畑中畑町176	3	3	1		7
		北区役所　市民総合窓口室	北区紫野東御所田町33-1	10	44	3		57
		北区役所　小野郷出張所	北区小野下ノ町100	1	3	1		5
		北区役所　地域力推進室	北区紫野東御所田町33-1	14	31	2		47
		北区役所　中川出張所	北区中川北山町46	2	3	1		6
		北区役所　保健福祉センター　健康福祉部　健康長寿推進課	北区紫野東御所田町33-1	16	26	1	1	44
		北区役所　保健福祉センター　健康福祉部　障害保健福祉課	北区紫野東御所田町33-1	6	14	1		21
		北区役所　保健福祉センター　健康福祉部　生活福祉課	北区紫野東御所田町33-1	6	30	1		37
		北区役所　保健福祉センター　子どもはぐくみ室	北区紫野東御所田町33-1	8	21	1		30
2	上京区	環境政策局　循環型社会推進部　上京エコまちステーション（上京区役所内）	上京区今出川通室町西入堀出シ町285	1	3	1		5
		交通局　高速鉄道部　烏丸線運輸事務所（今出川駅）	上京区岡松町	2	2	1		5
		行財政局　市税事務所　市民税室　個人市民税担当（上京区役所内）	上京区今出川通室町西入堀出シ町285	2		1		3
		行財政局　市税事務所納税室　上京税務窓口	上京区今出川通室町西入堀出シ町285	2				2
		子ども若者はぐくみ局　幼保総合支援室　鶴山保育所	上京区寺町通今出川上る五丁目鶴山町5-6	2	7	1		10
		消防局　上京消防署	上京区釜座通下立売下る東裏辻町398	9	27	1		37
		消防局　上京消防署　北野消防出張所	上京区今小路通御前西入紙屋川町870	2	3	1		6
		上京区役所　市民総合窓口室	上京区今出川通室町西入堀出シ町28	10	33	2		45
		上京区役所　地域力推進室	上京区今出川通室町西入堀出シ町285	16	32	2		50
		上京区役所　保健福祉センター　健康福祉部　健康長寿推進課	上京区今出川通室町西入堀出シ町285	9	28	1	1	39
		上京区役所　保健福祉センター　健康福祉部　障害保健福祉課	上京区今出川通室町西入堀出シ町285	4	12	1		17
		上京区役所　保健福祉センター　健康福祉部　生活福祉課	上京区今出川通室町西入堀出シ町285	4	26	1		31
		上京区役所　保健福祉センター　子どもはぐくみ室	上京区今出川通室町西入堀出シ町285	5	17	1		23
		都市計画局　住宅室　住宅政策課（京都市住宅供給公社）	上京区中町通丸太町下る駒之町561-10	2	5			7
		文化市民局　地域自治推進室（上京区役所内）	上京区今出川通室町西入堀出シ町285		1			1
		文化市民局　文化芸術都市推進室　歴史資料館	上京区寺町通荒神口下る松屋町138-1	4	11	2		17
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生センター（上京区役所内）	上京区今出川通室町西入堀出シ町285		1	1		2
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生企画課（上京区役所内）	上京区今出川通室町西入堀出シ町285	1				1
		保健福祉局　障害保健福祉推進室（上京区役所内）	上京区今出川通室町西入堀出シ町285		1			1
3	左京区	環境政策局　環境企画部　北部環境共生センター	左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2	7	16	1		24
		環境政策局　循環型社会推進部　左京エコまちステーション（左京区役所内）	左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2	1	4	1		6
		環境政策局　循環型社会推進部　東部まち美化事務所	左京区高野西開町34-3	3	26	2		31
		環境政策局　適正処理施設部　東北部クリーンセンター	左京区静市市原町1339	11	21	1		33
		建設局　土木管理部　左京土木みどり事務所	左京区高野竹屋町4	6	32	2		40
		交通局　高速鉄道部　烏丸線運輸事務所（国際会館駅）	左京区岩倉大鷺町	2	2	1		5
		行財政局　市税事務所　市民税室　個人市民税担当（左京区役所内）	左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2	3		1		4
		行財政局　市税事務所納税室　左京税務窓口	左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2	6				6
		左京区役所　花脊出張所	左京区花脊大布施町196	1	3	1		5
		左京区役所　久多出張所	左京区久多宮の町3	1	3	1		5
		左京区役所　市民総合窓口室	左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2	19	48	2	1	70
		左京区役所　静市出張所	左京区静市市原町36-3	1	3	1		5
		左京区役所　大原出張所	左京区大原来迎院町10-2	1	3	1		5
		左京区役所　地域力推進室	左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2	23	37	2		62
		左京区役所　八瀬出張所	左京区八瀬秋元町577	1	3	1		5
		左京区役所　保健福祉センター　健康福祉部　健康長寿推進課	左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2	9	33	2		44
		左京区役所　保健福祉センター　健康福祉部　障害保健福祉課	左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2	5	17		1	23
		左京区役所　保健福祉センター　健康福祉部　生活福祉課	左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2	6	41	1	1	49
		左京区役所　保健福祉センター　子どもはぐくみ室	左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2	6	27	1		34
		子ども若者はぐくみ局　京都市こども体育館	左京区松ヶ崎平田町	1	4	1		6
		子ども若者はぐくみ局　幼保総合支援室　養正保育所（乳児棟）	左京区田中玄京町151	4	10	1		15
		子ども若者はぐくみ局　幼保総合支援室　養正保育所（幼児棟）	左京区田中玄京町149	2	6	1		9
		消防局　左京消防署	左京区田中西大久保町36	9	30	1		40
		消防局　左京消防署　鞍馬消防出張所	左京区鞍馬貴船町5-2	1	1	1		3
		消防局　左京消防署　岡崎消防出張所	左京区岡崎円勝寺町23-1	3	3	1		7
		消防局　左京消防署　花脊消防出張所	左京区花脊八桝町1-1	1	1	1		3
		消防局　左京消防署　岩倉消防出張所	左京区岩倉幡枝町1204	3	3	1		7
		消防局　左京消防署　鹿ヶ谷消防出張所	左京区鹿ヶ谷上宮ノ前町37	3	2	1		6
		消防局　左京消防署　修学院消防出張所	左京区修学院大林町13-8	3	2	1		6
		消防局　左京消防署　大原消防出張所	左京区大原上野町564-3	1	1	1		3
		文化市民局　地域自治推進室（左京区役所内）	左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2		2			2
		文化市民局　文化芸術都市推進室　動物園	左京区岡崎法勝寺町	14	52	1		67
		文化市民局　文化芸術都市推進室　美術館	左京区岡崎円勝寺町124	7	30	1		38
		文化市民局　文化芸術都市推進室　文化芸術企画課（京都市音楽芸術文化振興財団）	左京区下鴨半木町1-26		6			6
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生センター（左京区役所内）	左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2		1			1
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生企画課（左京区役所内）	左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2	1	2	1		4
		保健福祉局　健康長寿のまち・京都推進室　健康長寿企画課（左京区役所内）	左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2		1			1
		保健福祉局　障害保健福祉推進室（左京区役所内）	左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2		1			1
		監査委員　監査事務局	左京区下堤町94-8	3	26	1	1	31
4	中京区	ヘルプデスク	中京区押小路通河原町西入榎木町450-2	5	24	1		30
		会計室	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	2	27	2		31
		環境政策局　環境企画部　環境総務課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		25	2		27
		環境政策局　環境企画部　環境保全創造課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	1	31	1		33
		環境政策局　循環型社会推進部　まち美化推進課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	6	32	1	1	40
		環境政策局　循環型社会推進部　資源循環推進課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		36	1		37
		環境政策局　循環型社会推進部　中京エコまちステーション（中京区役所内）	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	2	4			6
		環境政策局　循環型社会推進部　廃棄物指導課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		19	1		20
		環境政策局　地球温暖化対策室	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		39	1		40
		環境政策局　適正処理施設部　施設管理課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	1	23	1		25
		環境政策局　適正処理施設部　施設整備課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		24	1		25
		建設局　みどり政策推進室	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	3	43	1		47
		建設局　建設企画部　監理検査課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	1	21	1		23
		建設局　建設企画部　建設企画課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	2	18	1		21
		建設局　建設企画部　建設総務課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	1	21	1		23
		建設局　自転車政策推進室	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	1	22	1		24
		建設局　都市整備部　市街地整備課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	1	18	1		20
		建設局　土木管理部　河川整備課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	1	41	1		43
		建設局　土木管理部　橋りょう健全推進課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	1	25	1		27
		建設局　土木管理部　土木管理課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	1	21	1		23
		建設局　土木管理部　道路河川管理課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	2	30	1		33
		建設局　土木管理部　道路明示課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	1	44	1		46
		建設局　道路建設部　道路建設室	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	3	71	4		78
		交通局　高速鉄道部　運転課　運転指令区	中京区姉小路通東洞院西入車屋町246 姉小路総合指令所6F	4	7	1		12
		交通局　高速鉄道部　電気課　姉小路電気区	中京区姉小路通東洞院西入車屋町246 姉小路総合指令所2F	3	12	1		16

交通局　高速鉄道部　電気課　電力区	中京区姉小路通東洞院西入車屋町246 姉小路総合指令所3F	6	16	1		23
交通局　高速鉄道部　東西線運輸事務所　駅務区	中京区下丸屋町392	4	7	1		12
交通局　高速鉄道部　東西線運輸事務所（烏丸御池駅）	中京区烏丸通御池下る虎屋町	3	2	1		6
交通局　高速鉄道部　東西線運輸事務所（二条駅）	中京区西ノ京星池町	1	3	1		5
行財政局　コンプライアンス推進室	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		11	1		12
行財政局　サービス事業推進室	中京区壬生下溝町44-3	6	14	1		21
行財政局　しごとの仕方改革推進室	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	1	9	1		11
行財政局　管財契約部　契約課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	2	22	2		26
行財政局　管財契約部　資産管理課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		24	1		25
行財政局　財政室	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	1	28	2		31
行財政局　市税事務所　軽自動車税事務所（分室）	中京区虎屋町566-1	1	7	1		9
行財政局　市税事務所　固定資産税室	中京区室町御池南入円福寺町337 ビル葆光5F，6F，7F，8F	56	123	4		183
行財政局　市税事務所　市民税室　個人市民税担当（中京区役所内）	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	1		1		2
行財政局　市税事務所　市民税室（個人市民税担当）	中京区室町御池南入円福寺町337 ビル葆光1F，3F，4F	49	113	5		167
行財政局　市税事務所　納税室　収納対策担当	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		33	2		35
行財政局　市税事務所　納税室　納税推進担当	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	5	26	1		32
行財政局　市税事務所　法人諸税室	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	6	57	2		65
行財政局　市税事務所納税室　中京税務窓口	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	2				2
行財政局　市税事務所納税室　納税第1担当	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		25	1		26
行財政局　市税事務所納税室　納税第2担当	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		24	1		25
行財政局　市税事務所納税室　納税第3担当	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		27	1		28
行財政局　市税事務所納税室　納税第4担当	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		22	1		23
行財政局　市税事務所納税室　納税第5担当	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		20	1		21
行財政局　市税事務所納税室　納税第6担当	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		18	1		19
行財政局　資産イノベーション推進室	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		18	2		20
行財政局　人事部　給与課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		12	2		14
行財政局　人事部　厚生課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		29	2		31
行財政局　人事部　人事課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		40	2		42
行財政局　人事部　人事課　職員研修センター（創生館）	中京区御池通柳馬場東入東八幡町579 京都御池創生館B1F	2	3	1		6
行財政局　人事部　人事課（人事部会議室）	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488			1		1
行財政局　税務部　資産税課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	2	22	1		25
行財政局　税務部　税制課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	13	37	1		51
行財政局　税務部　税制課（ビル葆光７階）	中京区室町御池南入円福寺町337 ビル葆光7F		8			8
行財政局　総務部　総務課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		23	2		25
行財政局　総務部　総務事務センター	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	6	92	2		100
行財政局　総務部　庁舎管理課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	3	14	1		18
行財政局　総務部　庁舎管理課　配車担当	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		2			2
行財政局　総務部　法制課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		10	1		11
行財政局　防災危機管理室	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	4	26	1		31
産業観光局　クリエイティブ産業振興室	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	1	20	1		22
産業観光局　スタートアップ・産学連携推進室	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		28	1		29
産業観光局　観光ＭＩＣＥ推進室	中京区河原町通二条下る一之船入町384 ヤサカ河原町ビル7F	11	34	2		47
産業観光局　企業誘致推進室	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		19	1		20
産業観光局　産業企画室	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	2	29	1		32
産業観光局　地域企業振興室	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	1	17	2		20
産業観光局　農林振興室	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	2	58	3		63
子ども若者はぐくみ局　はぐくみ創造推進室	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	1	38	1	2	42
子ども若者はぐくみ局　京都市生涯学習総合センター　（京都アスニー）	中京区聚楽廻松下町9-2		2			2
子ども若者はぐくみ局　子ども若者未来部　育成推進課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	1	39	2		42
子ども若者はぐくみ局　子ども若者未来部　子ども家庭支援課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	1	76	1		78
子ども若者はぐくみ局　子ども若者未来部　子育て支援総合センターこどもみらい館	中京区間之町通竹屋町下る楠町601-1	6	23	2		31
子ども若者はぐくみ局　子ども若者未来部　児童福祉センター　すばるホーム	中京区壬生東高田町1-20	2	14	2		18
子ども若者はぐくみ局　子ども若者未来部　児童福祉センター　企画調整課	中京区壬生東高田町1-20		8	1		9
子ども若者はぐくみ局　子ども若者未来部　児童福祉センター　児童相談所	中京区壬生東高田町1-20	3				3
子ども若者はぐくみ局　子ども若者未来部　児童福祉センター　児童相談所　支援課	中京区壬生東高田町1-20	1				1
子ども若者はぐくみ局　子ども若者未来部　児童福祉センター　児童相談所　相談課	中京区壬生東高田町1-20	2				2
子ども若者はぐくみ局　子ども若者未来部　児童福祉センター　相談支援第一課	中京区壬生東高田町1-20		40			40
子ども若者はぐくみ局　子ども若者未来部　児童福祉センター　相談支援第二課	中京区壬生東高田町1-20		49			49
子ども若者はぐくみ局　子ども若者未来部　児童福祉センター　総務課	中京区壬生東高田町1-20	4	9	1		14
子ども若者はぐくみ局　子ども若者未来部　児童福祉センター　発達相談所　診療療育課	中京区壬生東高田町1-20	7	42	1		50
子ども若者はぐくみ局　子ども若者未来部　児童福祉センター　発達相談所　発達相談課	中京区壬生東高田町1-20		26	1		27
子ども若者はぐくみ局　幼保総合支援室	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	2	71	1	1	75
子ども若者はぐくみ局　幼保総合支援室　壬生保育所	中京区西ノ京新建町1	1	11	1		13
子ども若者はぐくみ局　幼保総合支援室　聚楽保育所	中京区聚楽廻松下町9-4	2	5	1		8
市会事務局　議事課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		11	1		12
市会事務局　総務課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	1	18	3		22
市会事務局　調査課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	1	15	1		17
消防局　警防部　救急課	中京区押小路通河原町西入榎木町450-2	3	13	1		17
消防局　警防部　救急課（救急研修センター）	中京区壬生東高田町1-2		2	1		3
消防局　警防部　警防課	中京区押小路通河原町西入榎木町450-2	9	23	1		33
消防局　警防部　情報指令課	中京区押小路通河原町西入榎木町450-2	13	23	1		37
消防局　警防部　情報指令課（指令センター）	中京区押小路通河原町西入榎木町450-2	1	8	1		10
消防局　消防団・自主防災推進室	中京区押小路通河原町西入榎木町450-2	4	16	1		21
消防局　総務部　施設課	中京区押小路通河原町西入榎木町450-2	5	12	1		18
消防局　総務部　人事課	中京区押小路通河原町西入榎木町450-2	8	23	1		32
消防局　総務部　総務課	中京区押小路通河原町西入榎木町450-2	11	32	1		44
消防局　中京消防署	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	11	37	3		51
消防局　中京消防署　京都市立病院消防出張所	中京区壬生東高田町1-2	2	2	1		5
消防局　中京消防署　寺町消防出張所	中京区押小路通河原町西入榎木町450-2	1	1	1		3
消防局　中京消防署　西大路消防出張所	中京区西ノ京東中合町45	3				3
消防局　予防部　指導課（1F）	中京区押小路通河原町西入榎木町450-2	6	49	1		56
消防局　予防部　指導課（2F）	中京区押小路通河原町西入榎木町450-2	1	12	1		14
消防局　予防部　予防課	中京区押小路通河原町西入榎木町450-2	3	17	1		21
選挙管理委員会事務局	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		11	1		12
総合企画局　デジタル化戦略推進室	中京区押小路通河原町西入榎木町450-2		8			8
総合企画局　デジタル化戦略推進室　（デジタル化企画担当、情報セキュリティ・ガバナンス推進担当、情報システム担当）	中京区押小路通河原町西入榎木町450-2	29	69	1		99
総合企画局　デジタル化戦略推進室　（消防庁舎6F）	中京区押小路通河原町西入榎木町450-2	19		1		20
総合企画局　デジタル化戦略推進室（ネットワーク運用管理業者）	中京区押小路通河原町西入榎木町450-2	2	8			10
総合企画局　デジタル化戦略推進室（共通基盤運用管理業者）	中京区押小路通河原町西入榎木町450-2		4			4
総合企画局　デジタル化戦略推進室（情報管理担当）	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	1	11			12
総合企画局　デジタル化戦略推進室（情報統計・データ利活用推進担当）	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	2	14	1		17
総合企画局　国際都市共創推進室	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	4	35	2		41
総合企画局　市長公室　広報担当	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		20	2		22
総合企画局　市長公室　政策企画調整担当	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		18	1		19
総合企画局　市長公室　秘書担当	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	2	23	4		29
総合企画局　人口戦略室	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		10	1		11
総合企画局　総合政策室（本庁舎3F）	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		20	1		21
総合企画局　総合政策室（北庁舎4F）	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	1	15	1		17
総合企画局　都市経営戦略室	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488		9	1		10
中京区役所　市民総合窓口室	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	11	34	2		47
中京区役所　地域力推進室	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	15	31	2		48
中京区役所　保健福祉センター　健康福祉部　健康長寿推進課	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	13	29	2		44
中京区役所　保健福祉センター　健康福祉部　障害保健福祉課	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	4	14	1		19
中京区役所　保健福祉センター　健康福祉部　生活福祉課	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	8	32		2	42
中京区役所　保健福祉センター　子どもはぐくみ室	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	3	25	1		29
都市計画局　まち再生・創造推進室	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	2	38	2		42
都市計画局　建築指導部　建築安全推進課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	1	31	1		33
都市計画局　建築指導部　建築指導課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	1	30	1		32
都市計画局　建築指導部　建築審査課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	1	38	1		40
都市計画局　公共建築部　公共建築企画課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	1	28	1		30
都市計画局　公共建築部　公共建築建設課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	3	60	1	2	66
都市計画局　公共建築部　公共建築整備課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	1	41	1	1	44
都市計画局　住宅室　すまいまちづくり課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	2	50	2		54
都市計画局　住宅室　住宅管理課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	1	26	1		28
都市計画局　住宅室　住宅政策課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	1	47	2	1	51
都市計画局　都市企画部　都市計画課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	2	22	1		25
都市計画局　都市企画部　都市総務課	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	2	35	1	1	39

		都市計画局　都市景観部　開発指導課	中京区西町通御池上る上本能寺前町488	2	41	1		44
		都市計画局　都市景観部　景観政策課	中京区西町通御池上る上本能寺前町488	1	37	2		40
		都市計画局　都市景観部　広告景観づくり推進課	中京区西町通御池上る上本能寺前町488	1	32	1		34
		都市計画局　都市景観部　風致保全課	中京区西町通御池上る上本能寺前町488	1	20	1		22
		都市計画局　歩くまち京都推進室	中京区西町通御池上る上本能寺前町488	1	35	1		37
		農業委員会事務局	中京区西町通御池上る上本能寺前町488	1	11	1		13
		文化市民局　共生社会推進室　人権文化推進担当	中京区西町通御池上る上本能寺前町488		14	1		15
		文化市民局　共生社会推進室　男女共同参画推進担当	中京区西町通御池上る上本能寺前町488		9	1		10
		文化市民局　市民スポーツ振興室	中京区西町通御池上る上本能寺前町488		39	3		42
		文化市民局　市民スポーツ振興室（分室）	中京区西町通御池上る上本能寺前町488	1	8	1		10
		文化市民局　地域自治推進室	中京区西町通御池上る上本能寺前町488	3	93	3		99
		文化市民局　地域自治推進室　市役所証明書発行コーナー	中京区西町通御池上る上本能寺前町488	4	1			5
		文化市民局　地域自治推進室（中京区役所内）	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521		2	1		3
		文化市民局　文化芸術都市推進室　元離宮二条城事務所	中京区二条通堀川西入二条城町541	9	34	1	2	46
		文化市民局　文化芸術都市推進室　文化芸術企画課	中京区西町通御池上る上本能寺前町488	2	40	3		45
		文化市民局　文化芸術都市推進室　文化芸術企画課（京都市芸術文化協会）	中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546-2		1			1
		文化市民局　文化芸術都市推進室　文化財保護課	中京区西町通御池上る上本能寺前町488		41	1		42
		文化市民局　文化市民部　くらし安全推進課	中京区西町通御池上る上本能寺前町488		14	1		15
		文化市民局　文化市民部　消費生活総合センター	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	9	25	1		35
		文化市民局　文化市民部　文化市民総務課	中京区西町通御池上る上本能寺前町488	2	24	2		28
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生センター（千代田生命2F）	中京区御池通高倉西入高宮町200 千代田生命京都御池ビル2F	10	53	3		66
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生センター（千代田生命6F）	中京区御池通高倉西入高宮町200 千代田生命京都御池ビル6F	7	61	3		71
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生センター（中京区役所内）	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521		2			2
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生企画課	中京区西町通御池上る上本能寺前町488	12	95	7		114
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生企画課（京都市立病院）	中京区壬生東高田町1-2	3	1			4
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生企画課（中京区役所内）	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	1	1			2
		保健福祉局　健康長寿のまち・京都推進室　介護ケア推進課	中京区西町通御池上る上本能寺前町488	7	67	1		75
		保健福祉局　健康長寿のまち・京都推進室　介護ケア推進課（京都市介護認定給付事務センター）	中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル2F		11	1		12
		保健福祉局　健康長寿のまち・京都推進室　健康長寿企画課	中京区西町通御池上る上本能寺前町488	5	61	3		69
		保健福祉局　健康長寿のまち・京都推進室　健康長寿企画課（中京区役所内）	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521		1			1
		保健福祉局　障害保健福祉推進室	中京区西町通御池上る上本能寺前町488	4	63	2		69
		保健福祉局　障害保健福祉推進室(障害保健福祉事務センター)	中京区西町通御池上る上本能寺前町488		18			18
		保健福祉局　障害保健福祉推進室　こころの健康増進センター	中京区壬生東高田町1-20	4	27	2		33
		保健福祉局　障害保健福祉推進室　地域リハビリテーション推進センター	中京区壬生東高田町1-20	9	57	3		69
		保健福祉局　障害保健福祉推進室（中京区役所内）	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521		1			1
		保健福祉局　福祉のまちづくり推進室（3F）	中京区西町通御池上る上本能寺前町488		64	2	2	68
		保健福祉局　福祉のまちづくり推進室（4F）	中京区西町通御池上る上本能寺前町488	4	66	1		71
		保健福祉局　福祉のまちづくり推進室（くらし応援給付金担当）	中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル5F		1			1
		保健福祉局　福祉のまちづくり推進室（中京区役所内）	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521		3			3
		保健福祉局　福祉のまちづくり推進室（中信御池ビル4F）	中京区下本能寺前町500-1 中信御池ビル４Ｆ	2	8	1		11
		保健福祉局　保健福祉部　監査指導課	中京区西町通御池上る上本能寺前町488	2	23	2		27
		保健福祉局　保健福祉部　保健福祉総務課	中京区西町通御池上る上本能寺前町488	2	45	1	1	49
		保健福祉局　保健福祉部　保健福祉総務課（分室）	中京区西町通御池上る上本能寺前町488	1		1		2
5	東山区	環境政策局　循環型社会推進部　東山エコまちステーション（東山区役所内）	東山区清水五丁目130-6	1	4			5
		交通局　高速鉄道部　東西線運輸事務所（三条京阪駅）	東山区大橋町	3	2	1		6
		行財政局　市税事務所　市民税室　個人市民税担当（東山区役所内）	東山区清水五丁目130-6	1		1		2
		行財政局　市税事務所納税室　東山税務窓口	東山区清水五丁目130-6	2				2
		子ども若者はぐくみ局　幼保総合支援室　三条保育所（乳児棟）	東山区花見小路通古門前上る箕町467	2	6	1		9
		子ども若者はぐくみ局　幼保総合支援室　三条保育所（幼児棟）	東山区三条大橋東三丁目下る長光町621	2	7	1		10
		消防局　東山消防署	東山区清水五丁目130-8	9	28	1		38
		消防局　東山消防署　泉涌寺消防出張所	東山区泉涌寺五葉ノ辻町13-2	2	2	1		5
		人事委員会事務局	東山区清水五丁目130-6	9	17	1		27
		東山区役所　市民総合窓口室	東山区清水五丁目130-6	13	35	2		50
		東山区役所　地域力推進室	東山区清水五丁目130-6	15	30	2		47
		東山区役所　保健福祉センター　健康福祉部　健康長寿推進課	東山区清水五丁目130-6	11	23	1	1	36
		東山区役所　保健福祉センター　健康福祉部　障害保健福祉課	東山区清水五丁目130-6	3	8	1		12
		東山区役所　保健福祉センター　健康福祉部　生活福祉課	東山区清水五丁目130-6	4	19	1		24
		東山区役所　保健福祉センター　子どもはぐくみ室	東山区清水五丁目130-6	5	16	1		22
		文化市民局　地域自治推進室（東山区役所内）	東山区清水五丁目130-6		1			1
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生センター（東山区役所内）	東山区清水五丁目130-6		1			1
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生企画課（東山区役所内）	東山区清水五丁目130-6	1	1			2
		保健福祉局　健康長寿のまち・京都推進室　健康長寿企画課（東山区役所内）	東山区清水五丁目130-6		1			1
		保健福祉局　障害保健福祉推進室（東山区役所内）	東山区清水五丁目130-6		1			1
6	山科区	環境政策局　循環型社会推進部　山科エコまちステーション（山科区役所内）	山科区椥辻池尻町14-2	2	4	1		7
		環境政策局　循環型社会推進部　山科まち美化事務所	山科区小野弓田町3	7	22	1		30
		建設局　土木管理部　東部土木みどり事務所	山科区西野様子見町1-2	11	29	1		41
		交通局　高速鉄道部　東西線運輸事務所（御陵駅）	山科区御陵原西町	2	3	1		6
		交通局　高速鉄道部　東西線運輸事務所（山科駅）	山科区安朱南屋敷町	1	3	1		5
		行財政局　市税事務所　市民税室　個人市民税担当（山科区役所内）	山科区椥辻池尻町14-2	1		1		2
		行財政局　市税事務所納税室　山科税務窓口	山科区椥辻池尻町14-2	2				2
		山科区役所　市民総合窓口室	山科区椥辻池尻町14-2	11	45	2		58
		山科区役所　地域力推進室	山科区椥辻池尻町14-2	18	33	2		53
		山科区役所　保健福祉センター　健康福祉部　健康長寿推進課	山科区椥辻池尻町14-2	9	28	2		39
		山科区役所　保健福祉センター　健康福祉部　障害保健福祉課	山科区椥辻池尻町14-2	4	18		1	23
		山科区役所　保健福祉センター　健康福祉部　生活福祉課	山科区椥辻池尻町14-2	10	64	1	2	77
		山科区役所　保健福祉センター　子どもはぐくみ室	山科区椥辻池尻町14-2	8	26	1		35
		子ども若者はぐくみ局　子ども若者未来部　育成推進課（山科区役所子どもはぐくみ室）	山科区椥辻池尻町14-2		1			1
		消防局　山科消防署	山科区西野今屋敷町2-10	8	26	1		35
		消防局　山科消防署　大塚消防出張所	山科区大塚北溝町23-1	2	3	1		6
		文化市民局　地域自治推進室　地下鉄山科駅証明書発行コーナー	山科区安朱桟敷町23	2	1	1		4
		文化市民局　地域自治推進室（山科区役所内）	山科区椥辻池尻町14-2		2	1		3
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生センター（山科区役所内）	山科区椥辻池尻町14-2		1			1
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生企画課　中央病場	山科区上花山旭山町19-3		6			6
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生企画課（山科区役所内）	山科区椥辻池尻町14-2	2	2			4
		保健福祉局　健康長寿のまち・京都推進室　健康長寿企画課（山科区役所内）	山科区椥辻池尻町14-2		1			1
		保健福祉局　障害保健福祉推進室（山科区役所内）	山科区椥辻池尻町14-2		1			1
		保健福祉局　福祉のまちづくり推進室（山科区役所内）	山科区椥辻池尻町14-2		1			1
7	下京区	下京区役所　市民総合窓口室	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8	12	34	2		48
		下京区役所　地域力推進室	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8	17	31	2		50
		下京区役所　保健福祉センター　健康福祉部　健康長寿推進課	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8	8	27	1	1	37
		下京区役所　保健福祉センター　健康福祉部　障害保健福祉課	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8	2	11	1		14
		下京区役所　保健福祉センター　健康福祉部　生活福祉課	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8	10	28	1	1	40
		下京区役所　保健福祉センター　子どもはぐくみ室	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8	3	19	1		23
		環境政策局　循環型社会推進部　下京エコまちステーション（下京区役所内）	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8	1	4	1		6
		交通局　高速鉄道部　烏丸線運輸事務所（京都駅）	下京区東塩小路町	3	4	1		8
		交通局　高速鉄道部　烏丸線運輸事務所（四条駅）	下京区二帖半敷町	3	4	1		8
		行財政局　市税事務所　市民税室　個人市民税担当（下京区役所内）	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8	2		1		3
		行財政局　市税事務所納税室　下京税務窓口	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8	5				5
		産業観光局　スタートアップ・産学連携推進室（京都市産業技術研究所）	下京区中堂寺栗田町91 京都リサーチパーク内	21	3	1		25
		産業観光局　産業企画室　中央卸売市場第一市場	下京区朱雀分木町80(12号棟)	33	47	1		81
		消防局　下京消防署	下京区五条通高倉西入堺町27	13	33	1		47
		消防局　下京消防署　塩小路消防出張所	下京区上之町13	2	3	1		6
		消防局　下京消防署　中堂寺消防出張所	下京区中堂寺北町７１	2	2	1		5
		総合企画局　総合政策室　大学政策担当（大学コンソーシアム京都）	下京区東塩小路町939	1	2	1		4
		都市計画局　まち再生・創造推進室（京都市景観・まちづくりセンター）	下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1		1			1
		文化市民局　地域自治推進室（下京マイナンバー1F）	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8	1	1			2
		文化市民局　地域自治推進室（下京マイナンバー3F）	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8	2	12			14
		文化市民局　地域自治推進室（下京区役所内）	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8			1		1
		文化市民局　文化芸術都市推進室　文化芸術企画課（市立芸大）	下京区下之町57-1	10	11	1		22
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生センター（下京区役所内）	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8		2			2
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生企画課（下京区役所内）	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8	1	2	1		4
		保健福祉局　医療衛生推進室　衛生環境研究所　第一検査室	下京区朱雀分木町25(関連6号棟)		1			1
		保健福祉局　障害保健福祉推進室（下京区役所内）	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8		1			1
		保健福祉局　福祉のまちづくり推進室（下京区役所内）	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8		4			4
8	南区	環境政策局　環境企画部　南部環境共生センター	南区西九条森本町62-1	7	18	1		26
		環境政策局　循環型社会推進部　生活環境美化センター	南区西九条森本町62-1	11	23	4		38
		環境政策局　循環型社会推進部　生活環境美化センター分室	南区西九条森本町37	1	4	1		6

		環境政策局　循環型社会推進部　南エコまちステーション（南区役所内）	南区西九条南田町1-3	2	4			6
		環境政策局　循環型社会推進部　南部まち美化事務所	南区西九条森本町50	13	23	2		38
		建設局　土木管理部　南部土木みどり事務所	南区東九条下殿田町70-2	9	30	1		40
		交通局　高速鉄道部　烏丸線運輸事務所　駅務区	南区東九条南烏丸町	3	7	1		11
		交通局　自動車部　九条営業所	南区東九条下殿田町70	8	15	1		24
		交通局　自動車部　九条営業所（別棟）	南区東九条下殿田町70	3				3
		行財政局　市税事務所　市民税室　個人市民税担当（南区役所内）	南区西九条南田町1-3	1		1		2
		行財政局　市税事務所納税室　南税務窓口	南区西九条南田町1-3	5				5
		産業観光局　産業企画室　中央卸売市場第二市場	南区吉祥院石原東之口2	6	14	1		21
		子ども若者はぐくみ局　幼保総合支援室　久世保育所（乳児棟）	南区久世大築町50	2	6	1		9
		子ども若者はぐくみ局　幼保総合支援室　久世保育所（幼児棟）	南区久世大築町47-2	2	6	1		9
		子ども若者はぐくみ局　幼保総合支援室　南保育所	南区西九条南田町9	2	8	1		11
		消防局　警防部　警防課（救助担当）	南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内94-4	9	22	2		33
		消防局　警防部　情報指令課（分室）	南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内21-3	1		1		2
		消防局　消防学校　教育管理課	南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内21-3	11	40	2		53
		消防局　南消防署	南区西九条晋田町4-1	10	30	1		41
		消防局　南消防署　久世消防出張所	南区久世中久世町二丁目129-2	2	2	1		5
		消防局　南消防署　京都駅西消防出張所	南区西九条戒光寺町2	3	1	1		5
		消防局　南消防署　上鳥羽消防出張所	南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内94-4	1	6	1		8
		消防局　南消防署　西八条消防出張所	南区吉祥院西ノ庄淵ノ西町42	3	3	1		7
		消防局　予防部　予防課（調査鑑識係）	南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内21-3		7	1		8
		南区役所　久世出張所	南区久世大藪町72	5	6	1		12
		南区役所　市民総合窓口室	南区西九条南田町1-3	14	44	2		60
		南区役所　地域力推進室	南区西九条南田町1-3	12	30	2		44
		南区役所　保健福祉センター　健康福祉部　健康長寿推進課	南区西九条南田町1-3	15	28	2		45
		南区役所　保健福祉センター　健康福祉部　障害保健福祉課	南区西九条南田町1-3	7	14	1		22
		南区役所　保健福祉センター　健康福祉部　生活福祉課	南区西九条南田町1-3	8	50	1	3	62
		南区役所　保健福祉センター　子どもはぐくみ室	南区西九条南田町1-3	5	26		1	32
		文化市民局　地域自治推進室（南区役所内）	南区西九条南田町1-3		1	1		2
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生センター（南区役所内）	南区西九条南田町1-3		1			1
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生企画課（京都動物愛護センター）	南区上鳥羽弘現寺11	4	13	1		18
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生企画課（南区役所内）	南区西九条南田町1-3	1	1	1		3
		保健福祉局　医療衛生推進室　衛生環境研究所　第二検査室	南区吉祥院石原東之口2	3	16			19
		保健福祉局　健康長寿のまち・京都推進室　健康長寿企画課（南区役所内）	南区西九条南田町1-3		1			1
		保健福祉局　障害保健福祉推進室（ヘルパー室）	南区西九条南田町9	5	13	1		19
		保健福祉局　障害保健福祉推進室（南区役所内）	南区西九条南田町1-3		1			1
9	右京区	右京区役所	右京区太秦下刑部町12	19				19
		右京区役所　京北出張所	右京区京北周山町上寺田1-1	16	22	4		42
		右京区役所　高雄出張所	右京区梅ヶ畑奥殿町26-1	1	3	1		5
		右京区役所　市民総合窓口室	右京区太秦下刑部町12	8	58	2		68
		右京区役所　地域力推進室	右京区太秦下刑部町12	18	35	2		55
		右京区役所　地域力推進室　宿直担当	右京区太秦下刑部町12		1			1
		右京区役所　宕陰出張所	右京区嵯峨樒原宮ノ上町2-5	1	3	1		5
		右京区役所　保健福祉センター　健康福祉部　健康長寿推進課	右京区太秦下刑部町12	13	36	1	1	51
		右京区役所　保健福祉センター　健康福祉部　障害保健福祉課	右京区太秦下刑部町12	2	22	1		25
		右京区役所　保健福祉センター　健康福祉部　生活福祉課	右京区太秦下刑部町12	13	64	2	2	81
		右京区役所　保健福祉センター　子どもはぐくみ室	右京区太秦下刑部町12	8	33		2	43
		環境政策局　循環型社会推進部　右京エコまちステーション（右京区役所内）	右京区太秦下刑部町12	1	4			5
		環境政策局　循環型社会推進部　西部まち美化事務所	右京区西院西貝川町57-1	7	22	1		30
		環境政策局　適正処理施設部　北部クリーンセンター	右京区梅ヶ畑高鼻町27	10	13	1		24
		建設局　土木管理部　京北・左京山間部土木みどり事務所	右京区京北周山町上寺田1-1	6	21	1		28
		建設局　土木管理部　西部土木みどり事務所	右京区西院西貝川町31	14	33	2		49
		交通局　企画総務部　営業推進課	右京区太秦下刑部町12	1	28			29
		交通局　企画総務部　企画総務課	右京区太秦下刑部町12	4	21			25
		交通局　企画総務部　企画調査課	右京区太秦下刑部町12		33			33
		交通局　企画総務部　財務課	右京区太秦下刑部町12		13			13
		交通局　企画総務部　職員課	右京区太秦下刑部町12		28			28
		交通局　高速鉄道部　運輸課	右京区太秦下刑部町12		12			12
		交通局　高速鉄道部　管理課	右京区太秦下刑部町12		6			6
		交通局　高速鉄道部　技術監理課	右京区太秦下刑部町12		29			29
		交通局　高速鉄道部　高速車両課	右京区太秦下刑部町12		14			14
		交通局　高速鉄道部　電気課	右京区太秦下刑部町12		22			22
		交通局　高速鉄道部　東西線運輸事務所（太秦天神川駅）	右京区太秦下刑部町12	1	2	1		4
		交通局　自動車部　運輸課	右京区太秦下刑部町12		40			40
		交通局　自動車部　管理課	右京区太秦下刑部町12		9			9
		交通局　自動車部　技術課	右京区太秦下刑部町12		23			23
		交通局　自動車部　梅津営業所	右京区西院笠目町9-15	4	12	1		17
		行財政局　市税事務所　市民税室　個人市民税担当（右京区役所内）	右京区太秦下刑部町12			1		1
		行財政局　市税事務所納税室　右京税務窓口	右京区太秦下刑部町12	11				11
		産業観光局　農林振興室　京北・左京山間部農林業振興センター	右京区京北周山町上寺田1-1	4	15	1		20
		子ども若者はぐくみ局　幼保総合支援室　ひかり保育所	右京区京北北井戸町丸山110	1	4	1		6
		子ども若者はぐくみ局　幼保総合支援室　弓削保育所	右京区京北下弓削町狭間谷6-1	1	5	1		7
		子ども若者はぐくみ局　幼保総合支援室　周山保育所	右京区京北五本松町西山24-3	1	5	1		7
		消防局　右京消防署	右京区太秦蜂岡町36	10	30	1		41
		消防局　右京消防署　京北消防出張所	右京区京北下中町勝山田８	3	4	1		8
		消防局　右京消防署　御室消防出張所	右京区御室大内35	3	2	1		6
		消防局　右京消防署　嵯峨消防出張所	右京区嵯峨天龍寺今堀町１	3	3	1		7
		消防局　右京消防署　梅津消防出張所	右京区梅津高畝町46	3	3	1		7
		文化市民局　地域自治推進室　京都市証明郵送サービスセンター	右京区太秦下刑部町12	1	4	1		6
		文化市民局　地域自治推進室　戸籍事務センター	右京区太秦下刑部町12	1	8	1		10
		文化市民局　地域自治推進室（右京マイナンバー2F）	右京区太秦下刑部町12	3	19	1		23
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生センター（右京区役所内）	右京区太秦下刑部町12		1			1
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生企画課（右京区役所内）	右京区太秦下刑部町12	2	2	1		5
		保健福祉局　健康長寿のまち・京都推進室　健康長寿企画課（右京区役所内）	右京区太秦下刑部町12		1			1
		保健福祉局　障害保健福祉推進室（右京区役所内）	右京区太秦下刑部町12		1			1
10	西京区	環境政策局　循環型社会推進部　西京エコまちステーション（西京区役所内）	西京区上桂森下町25-1		4			4
		環境政策局　循環型社会推進部　西京まち美化事務所	西京区樫原秤谷町37	7	18	1		26
		環境政策局　循環型社会推進部　洛西エコまちステーション（西京区役所洛西支所内）	西京区大原野東境谷町2-1-2	1	4			5
		建設局　土木管理部　西京土木みどり事務所	西京区桂乾町9	7	28	1		36
		行財政局　市税事務所　市民税室　個人市民税担当（西京区役所内）	西京区上桂森下町25-1			1		1
		行財政局　市税事務所　市民税室　個人市民税担当（洛西支所内）	西京区大原野東境谷町2-1-2			1		1
		行財政局　市税事務所納税室　西京税務窓口	西京区上桂森下町25-1	2				2
		行財政局　市税事務所納税室　洛西税務窓口	西京区大原野東境谷町2-1-2	1				1
		産業観光局　農林振興室　南部農業振興センター　洛西分室（西京区役所洛西支所内）	西京区大原野東境谷町2-1-2	2	6	1		9
		消防局　西京消防署	西京区樫原畑19	11	26	1		38
		消防局　西京消防署　桂消防出張所	西京区桂市ノ前町12	3	2	1		6
		消防局　西京消防署　松尾消防出張所	西京区松尾木ノ曽町59-6	3	2	1		6
		消防局　西京消防署　洛西消防出張所	西京区大枝東新林町2-4	3	4	1		8
		西京区役所　市民総合窓口室	西京区上桂森下町25-1	2	35	2		39
		西京区役所　地域力推進室	西京区上桂森下町25-1	22	33	2		57
		西京区役所　保健福祉センター　健康福祉部　健康長寿推進課	西京区上桂森下町25-1	7	26	2		35
		西京区役所　保健福祉センター　健康福祉部　障害保健福祉課	西京区上桂森下町25-1	1	11	1		13
		西京区役所　保健福祉センター　健康福祉部　生活福祉課	西京区上桂森下町25-1	7	27	1	1	36
		西京区役所　保健福祉センター　子どもはぐくみ室	西京区上桂森下町25-1	2	28	1		31
		西京区役所洛西支所　市民総合窓口室	西京区大原野東境谷町2-1-2	10	27	2		39
		西京区役所洛西支所　地域力推進室	西京区大原野東境谷町2-1-2	12	19	2		33
		西京区役所洛西支所　保健福祉センター　健康福祉部　健康長寿推進課	西京区大原野東境谷町2-1-2	10	24	1	1	36
		西京区役所洛西支所　保健福祉センター　健康福祉部　障害保健福祉課	西京区大原野東境谷町2-1-2	4	10	1		15
		西京区役所洛西支所　保健福祉センター　健康福祉部　生活福祉課	西京区大原野東境谷町2-1-2	3	17	1	1	22
		西京区役所洛西支所　保健福祉センター　子どもはぐくみ室	西京区大原野東境谷町2-1-2	6	16	1		23
		文化市民局　地域自治推進室　桂駅証明書発行コーナー	西京区桂野里町17	2	1	1		4
		文化市民局　地域自治推進室（西京区役所内）	西京区上桂森下町25-1		1			1
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生センター（西京区役所内）	西京区上桂森下町25-1		1			1
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生センター（洛西支所内）	西京区大原野東境谷町2-1-2		1	1		2
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生企画課（西京区役所内）	西京区上桂森下町25-1	1	1	1		3
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生企画課（洛西支所内）	西京区大原野東境谷町2-1-2	1	1			2
		保健福祉局　健康長寿のまち・京都推進室　健康長寿企画課（西京区役所内）	西京区上桂森下町25-1		1			1

		保健福祉局　障害保健福祉推進室（西京区役所内）	西京区 上桂森下町25-1		1			1
		保健福祉局　障害保健福祉推進室（西京区役所洛西支所内）	西京区 大原野東境谷町2-1-2		1			1
11	伏見区	環境政策局　循環型社会推進部　深草エコまちステーション（伏見区役所深草支所内）	伏見区深草向畑町93-1	1	4			5
		環境政策局　循環型社会推進部　醍醐エコまちステーション（伏見区役所醍醐支所内）	伏見区醍醐大構町28	1	4	1		6
		環境政策局　循環型社会推進部　伏見エコまちステーション（伏見区役所内）	伏見区鷹匠町39-2	2	4			6
		環境政策局　循環型社会推進部　伏見まち美化事務所	伏見区横大路千両松町447	9	20	1		30
		環境政策局　適正処理施設部　施設整備課（水垂排水処理施設）	京都府京都市伏見区淀水垂町733－１		1			1
		環境政策局　適正処理施設部　南部クリーンセンター　燃料化施設	伏見区横大路千両松町447	1	1			2
		環境政策局　適正処理施設部　南部クリーンセンター第二工場（管理課）	伏見区横大路八反田29	6	16	1		23
		環境政策局　適正処理施設部　南部クリーンセンター第二工場（工場課）	伏見区横大路八反田29	2	13	1		16
		環境政策局　適正処理施設部　南部クリーンセンター第二工場（破砕機係事務所）	伏見区横大路八反田29	2	1			3
		環境政策局　適正処理施設部　埋立事業管理事務所	伏見区醍醐上山田1　エコランド音羽の杜	4	12	1		17
		建設局　都市整備部　南部区画整理事務所	伏見区深草五反田町112	10	34	1		45
		建設局　土木管理部　伏見土木みどり事務所	伏見区表町578	7	36	1		44
		交通局　企画総務部　研修所	伏見区竹田西段川原町18	5	15			20
		交通局　高速鉄道部　烏丸線運輸事務所　乗務区	伏見区竹田西段川原町18	3	7	1		11
		交通局　高速鉄道部　烏丸線運輸事務所（竹田駅）	伏見区竹田橋ノ井町	2	2	1		5
		交通局　高速鉄道部　技術監理課　醍醐保線区	伏見区醍醐川久保町22-1	4	9	1		14
		交通局　高速鉄道部　技術監理課　竹田保線区	伏見区竹田西段川原町18	3	7	1		11
		交通局　高速鉄道部　車両工場　醍醐検車区	伏見区醍醐高畑町　醍醐高速鉄道事務所3F	13	28	1		42
		交通局　高速鉄道部　車両工場　竹田検車区	伏見区竹田西段川原町18	14	31	2		47
		交通局　高速鉄道部　電気課　醍醐電気区	伏見区醍醐川久保町22-1	4	13	1		18
		交通局　高速鉄道部　東西線運輸事務所　乗務区	伏見区醍醐高畑町　醍醐高速鉄道事務所4F	3	7	1		11
		交通局　高速鉄道部　東西線運輸事務所（醍醐駅）	伏見区醍醐高畑町	1	2	1		4
		交通局　自動車部　自動車整備工場	伏見区竹田西段川原町18	6	15	1		22
		行財政局　市税事務所　軽自動車税事務所	伏見区深草中川原町13-7	2	6	1		9
		行財政局　市税事務所　市民税室　個人市民税担当（深草支所内）	伏見区深草向畑町93-1	1		1		2
		行財政局　市税事務所　市民税室　個人市民税担当（醍醐支所内）	伏見区醍醐大構町28			1		1
		行財政局　市税事務所　市民税室　個人市民税担当（伏見区役所内）	伏見区鷹匠町39-2	1		1		2
		行財政局　市税事務所納税室　醍醐税務窓口	伏見区醍醐大構町28	1				1
		産業観光局　農林振興室　南部農業振興センター（伏見区役所内）	伏見区鷹匠町39-2	3	21	1		25
		子ども若者はぐくみ局　子ども若者未来部　第二児童福祉センター	伏見区深草加賀屋敷町24-26	26	69	4		99
		子ども若者はぐくみ局　子ども若者未来部　桃陽病院	伏見区深草大亀谷岩山町48-1	6	17	1	1	25
		子ども若者はぐくみ局　幼保総合支援室　改進保育所	伏見区竹田狩賀町153-1	4	17	1		22
		子ども若者はぐくみ局　幼保総合支援室　辰巳保育所	伏見区醍醐外山街道町21-21	2	5	1		8
		消防局　警防部　警防課（消防航空隊）	伏見区横大路千両松町	3	17	1		21
		消防局　山科消防署　西勧修寺消防出張所	伏見区深草神明講谷町2-1	1	3	1		5
		消防局　伏見消防署	伏見区竹田七瀬川町9-1	10	31	1		42
		消防局　伏見消防署　向島消防出張所	伏見区向島四ツ谷池7-10	3	4	1		8
		消防局　伏見消防署　神川消防出張所	伏見区久我森の宮町14-27	3	3	1		7
		消防局　伏見消防署　醍醐消防分署	伏見区醍醐大構町28	5	19	1		25
		消防局　伏見消防署　醍醐消防分署　山ノ下消防出張所	伏見区桃山町山ノ下44-5	2	2	1		5
		消防局　伏見消防署　南浜消防出張所	伏見区南浜町273-2	3	3	1		7
		消防局　伏見消防署　淀消防出張所	伏見区淀池上町197	3	3	1		7
		伏見区役所　市民総合窓口室	伏見区鷹匠町39-2	10	53	3		66
		伏見区役所　神川出張所	伏見区久我東町216 久我の杜センター棟1F	2	8	1		11
		伏見区役所　地域力推進室	伏見区鷹匠町39-2	23	42	2		67
		伏見区役所　保健福祉センター　健康福祉部　健康長寿推進課	伏見区鷹匠町39-2	17	32	2	1	52
		伏見区役所　保健福祉センター　健康福祉部　障害保健福祉課	伏見区鷹匠町39-2	4	20		1	25
		伏見区役所　保健福祉センター　健康福祉部　生活福祉課	伏見区鷹匠町39-2	10	71	1	3	85
		伏見区役所　保健福祉センター　子どもはぐくみ室	伏見区鷹匠町39-2	10	34	1		45
		伏見区役所　淀出張所	伏見区淀池上町131-1	4	5	1		10
		伏見区役所深草支所　市民総合窓口室	伏見区深草向畑町93-1	10	33	3		46
		伏見区役所深草支所　地域力推進室	伏見区深草向畑町93-1	13	18	2		33
		伏見区役所深草支所　地域力推進室（旧：大岩街道周辺地域環境整備課）	伏見区深草向畑町93-1		3			3
		伏見区役所深草支所　保健福祉センター　健康福祉部　健康長寿推進課	伏見区深草向畑町93-1	4	24	1	1	30
		伏見区役所深草支所　保健福祉センター　健康福祉部　障害保健福祉課	伏見区深草向畑町93-1	2	13	1		16
		伏見区役所深草支所　保健福祉センター　健康福祉部　生活福祉課	伏見区深草向畑町93-1	8	31	1		40
		伏見区役所深草支所　保健福祉センター　子どもはぐくみ室	伏見区深草向畑町93-1	5	18	1		24
		伏見区役所醍醐支所　市民総合窓口室	伏見区醍醐大構町28	11	31	2		44
		伏見区役所醍醐支所　地域力推進室	伏見区醍醐大構町28	14	20	2		36
		伏見区役所醍醐支所　保健福祉センター　健康福祉部　健康長寿推進課	伏見区醍醐大構町28	13	25	1		39
		伏見区役所醍醐支所　保健福祉センター　健康福祉部　障害保健福祉課	伏見区醍醐大構町28	2	12			14
		伏見区役所醍醐支所　保健福祉センター　健康福祉部　生活福祉課	伏見区醍醐大構町28	9	42	2		53
		伏見区役所醍醐支所　保健福祉センター　子どもはぐくみ室	伏見区醍醐大構町28	6	17	1		24
		文化市民局　地域自治推進室　地下鉄竹田駅証明書発行コーナー	伏見区竹田橋ノ井町	3	1	1		5
		文化市民局　地域自治推進室（深草支所内）	伏見区深草向畑町93-1		1			1
		文化市民局　地域自治推進室（醍醐支所内）	伏見区醍醐大構町28		1	1		2
		文化市民局　地域自治推進室（伏見区役所内）	伏見区鷹匠町39-2	1	2	1		4
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生センター（深草支所内）	伏見区深草向畑町93-1		1	1		2
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生センター（醍醐支所内）	伏見区醍醐大構町28		1	1		2
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生センター（伏見区役所内）	伏見区鷹匠町39-2	1	1			2
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生企画課（深草支所内）	伏見区深草向畑町93-1		1			1
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生企画課（醍醐支所内）	伏見区醍醐大構町28		1			1
		保健福祉局　医療衛生推進室　医療衛生企画課（伏見区役所内）	伏見区鷹匠町39-2	2	2			4
		保健福祉局　医療衛生推進室　衛生環境研究所	伏見区村上町395	39	44	2		85
		保健福祉局　健康長寿のまち・京都推進室　健康長寿企画課（伏見区役所内）	伏見区鷹匠町39-2		1			1
		保健福祉局　障害保健福祉推進室（伏見区役所醍醐支所内）	伏見区醍醐大構町28		1			1
		保健福祉局　障害保健福祉推進室（伏見区役所内）	伏見区鷹匠町39-2		1			1
		保健福祉局　福祉のまちづくり推進室（伏見区役所醍醐支所）	伏見区醍醐大構町28		1			1
		保健福祉局　福祉のまちづくり推進室（伏見区役所内）	伏見区鷹匠町39-2		2			2
12	宇治市	交通局　高速鉄道部　東西線運輸事務所（六地蔵駅）	宇治市六地蔵奈良町	1	2	1		4
13	東京都	産業観光局　企業誘致推進室（東京事務所）	東京都千代田区丸の内1-6-5　丸の内北口ビルディング14F		2			2
		総合企画局　総合政策室　東京事務所	東京都千代田区丸の内1-6-5　丸の内北口ビルディング14F	5	8	1		14
14	その他	総合企画局　デジタル化戦略推進室（京都市データセンター）	※業者決定後、受託者のみにお伝えします。	1	2			3
		（予備）貸出中		2	3			5
		（予備）				30		30
	合計			2214	9360	572	47	12193

※保守対象機器の管理上、すでに廃止済の所属等も掲載されているが、受託者決定後、最新の配備状況を提供します。